認知症による預金口座凍結を避けるために、

家族信託を検討してみませんか？

認知症になってしまうと、ご自身の預金口座が凍結されるリスクがあり、生活費やその他の支払いに支障をきたす可能性があります。しかし、家族信託を利用することで、あらかじめ信頼できる家族に管理を任せることができます。これにより、認知症になった後でも円滑に財産管理ができ、預金口座の凍結を防ぐことができます。

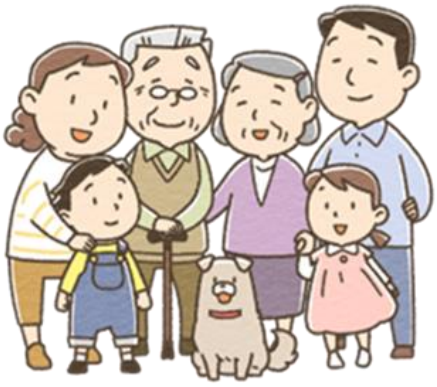

家族信託のメリット

・口座凍結のリスクを回避

・財産の管理や運用を家族が代行

・あなたの意向に沿った財産分けが可能

・相続トラブルの回避

家族信託は、資産を信頼できる家族に託し、管理や運用を任せる制度です。

自由度が高く、柔軟に設計できる新しい財産管理の方法です。

認知症になってからでは家族信託は利用できません。早い段階での検討が必要です。

まずはお気軽にご相談ください!

行政書士服部善一事務所　　名古屋市西区鳥見町１丁目６番地　Tel052-532-1881